

令和6年3月29日
大臣官房総務課

**「国土交通省組織令の一部を改正する政令」及び
「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に
伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」が公布されました**

令和6年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和6年4月1日施行）

I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

※ 一部の改正は、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の中で措置。

II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

- (1) 大臣官房上下水道審議官の新設等
水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴う体制強化のため、次の改正を行う。
 - ・大臣官房上下水道審議官の新設
 - ・大臣官房審議官（上下水道担当）の新設
 - ・大臣官房参事官（上下水道技術担当）の新設
 - ・水管理・国土保全局「下水道部下水道企画課」から「上下水道企画課」への課名変更、同局「水道事業課」の新設
- (2) 大臣官房参事官（港湾情報化担当）の新設
港湾におけるDXの推進に向けた体制強化のため、大臣官房参事官（港湾情報化担当）を新設する。
- (3) 都市局都市政策課から都市局国際・デジタル政策課への課名変更等
都市の国際・まちづくりDX事務を強化するため、「国際・デジタル政策課」を新設する。
- (4) その他所要の改正

III. 今後のスケジュール

施行：令和6年4月1日（月）

【問い合わせ先】

大臣官房総務課	法規第二係長	豊福	代表：03-5253-8111(内線21-463)
	法規第七係長	川端	代表：03-5253-8111(内線21-484)
			直通：03-5253-8184